

# 在留管理制度と不法就労防止について

令和6年6月28日  
東京出入国在留管理局横浜支局

# 在留資格一覽表

外国人が「何(活動)をするか」がポイント。

外国人が「どのような身分であるか」がポイント。

## 就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能 (注1)	特定産業分野 (注2) の各業務従事者
技能実習	技能実習生

(注1) 平成31年4月1日から

(注2) 介護、ビルクリーニング、素材材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業 (令和4年4月26日閣議決定)

## 身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格 (※)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

※ 赤字斜体字の在留資格については、上陸基準省令の適用があるもの。

就労資格

外交
公用
教授
芸術
宗教
報道
高度専門職
経営・管理
法律・会計業務
医療
研究
教育
技術・人文知識・国際業務
企業内転勤
介護
興行
技能
特定技能
技能実習

  
**働くことができる**  
 身分資格

永住者  
 日本人の配偶者等  
 永住者の配偶者等  
 定住者

特定活動（就労可）



文化活動
短期滞在
留学
研修
家族滞在
特定活動（就労不可）



**働くことが  
できない**

ただし...



**資格外活動許可** をとれば  
**アルバイトができます**

# 中長期在留者の在留管理制度

## 中長期在留者は在留管理制度の対象者

在留管理制度の対象者となる中長期在留者とは、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人です。中長期在留者には、基本的な身分事項や在留資格などを記載した**在留カード**が交付されます。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤特別永住者（特別永住者には、「特別永住者証明書」が交付されます。）
- ⑥在留資格を有しない人

## 中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ

### 出入国港で

#### 入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。

（注）上陸許可の証印とともに在留カードが交付されるのは、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港です。その他の空港・海港については、住居地の届出を行った後に郵送により交付されます。

### 市区町村で

#### 住居地の (変更)届出



### 地方出入国在留管理官署で

- 住居地以外の(変更)届出  
（氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出）
- 在留カードの有効期間更新申請  
（「永住者」・「高度専門職2号」・16歳未満の方）
- 在留カードの再交付申請  
（在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合）
- 所属機関・配偶者に関する届出  
（就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する方）
- 在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請等  
（許可の際、中長期在留者の方には新しい在留カードを交付します。）

# ポイント

## 在留カードの見方

### ・氏名

※原則として、旅券のローマ字氏名で表記され、申出により漢字氏名も併記可能(漢字氏名を証明する資料が必要)ですが、**通称名は記載されません(特別永住者証明書も同様)**

・ 在留期間更新許可申請中 又は 在留資格変更許可申請中 である旨が記載されます。

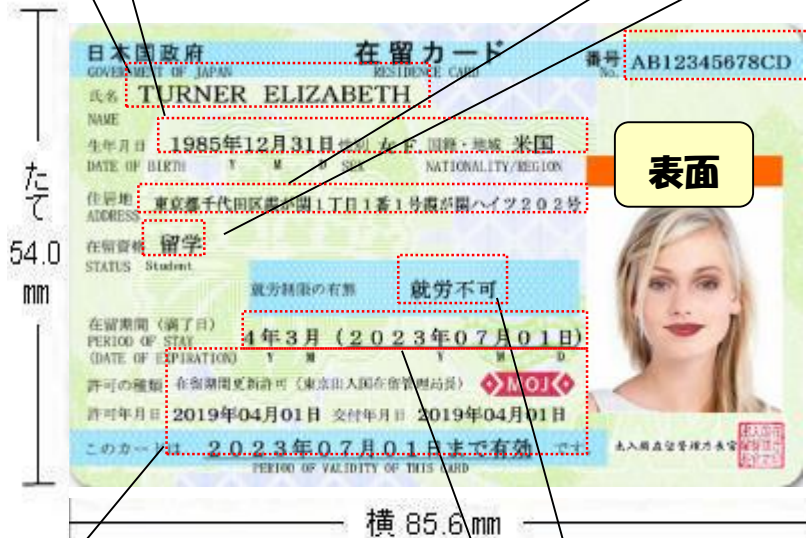
※「特例期間」(入管法第20条第5項等)に留意

・生年月日、性別、国籍・地域

・住居地

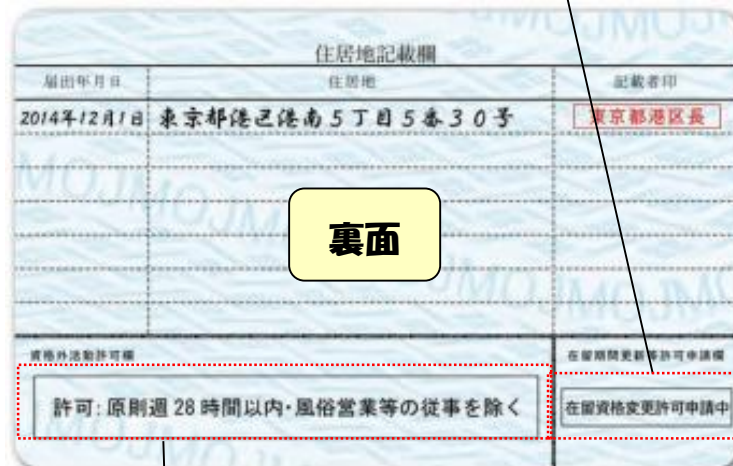
・在留資格

※申請を行った場合、申請に係る処分日又は在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早い日までは、在留カードは失効しない(在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日の前日となっている者を除く。)



・在留カード番号

表面



裏面

・許可の種類

・許可年月日

・交付年月日

・在留カードの有効期間の満了日

・就労制限の有無

・在留期間及び在留期間の満了日

・資格外活動許可の概要

- ◆入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人（中長期在留者）は、転居や転職など、在留状況に変更が生じたときに、変更内容を届出する。
- （※）中長期在留者とは、在留カードの交付を受けている外国人

### （1）市区町村窓口で行う届出

対象者（誰が）	事由（どんなとき）	届出手続（何をするか）	届出時期（いつするか）
中長期在留者（全員）	新規上陸後に住居地を定めたとき	新規上陸後の住居地の届出	住居地を定めた日から14日以内
中長期在留者（全員）	在留資格変更等によって新たに中長期在留者となったとき	在留資格変更等に伴う住居地の届出	住居地を定めた日から14日以内
中長期在留者（全員）	転居したとき	住居地の変更届出	新住居地に移転した日から14日以内

※ 「住所」は市区町村長あて、「住居地」は出入国在留管理庁長官あてに届出をします。

## (2) 地方出入国在留管理局に提出する届出

	事由(届出内容)	対象者	届出手続	届出時期	届出方法
1	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・国籍・地域 に変更があったとき	中長期在留者(全員)	住居地以外の在留カード記載事項の変更届出	記載事項に変更が生じた日から14日以内	窓口持参
2	活動を行う機関の ・名称、所在地の変更 ・消滅、離脱、移籍 があったとき	中長期在留者のうち次の在留資格の者 教授、高度専門職1号(ハ)・2号(ハ)、 経営・管理、法律・会計業務、医療、 教育、企業内転勤、技能実習、留学、 研修	所属機関(活動機関)に関する届出	事由が生じた日から14日以内	・インターネット ・窓口持参 ・郵送
3	契約機関の ・名称、所在地の変更 ・消滅、契約の終了 ・新たな契約の締結 があったとき	中長期在留者のうち次の在留資格の者 高度専門職1号(イ又はロ)・2号(イ又はロ)、 研究、技術・人文知識・国際業務、介護、 興行、技能、特定技能	所属機関(契約機関)に関する届出	事由が生じた日から14日以内	
4	配偶者との 離婚又は死別 したとき	中長期在留者のうち次の在留資格の者 家族滞在、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 ※ 配偶者としての身分を有することがこれらの在留資格の基礎となる者	配偶者に関する届出	事由が生じた日から14日以内	

◆ インターネットによる届出

[http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens\\_index.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html)

◆ 郵送による届出(郵送先)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号四谷タワー14階  
東京出入国在留管理局 在留調査部門届出受付担当 (封筒に朱書きで届出在中と記載)<sub>6</sub>

# 在留審査関係諸手続

## ポイント

## 在留諸申請の流れ（イメージ）

### 申請受付



- ◆ 申請番号が記載された**申請受付票**を交付。
- ◆ 在留カード所持者が、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合は、**在留カードの裏面に申請中と押印**。

### 審査



- ◆ **追加資料**の提出が必要な場合は、電話か手紙で追加資料の提出を依頼。

### 審査終了を知らせるハガキを発送



- ◆ 許可の場合も、不許可の場合も入管で結果を受け取る。

### 結果告知

#### 許可

新しい在留カードを交付  
(3月以下の在留期間の場合はパスポートに許可証印を貼る)



#### 不許可

不許可通知書を交付



### 申請者

- 原則、本人又は法定代理人
- 地方出入国在留管理局長から申請取次の承認を受けた取次者に依頼することも可能



# 在留審査関係諸手続

## ①在留期間更新許可申請



大学教授として在留中ですが、大学との契約を延長したので、引き続き日本で教えたいのですが…。



許可された在留期間を超えて在留を希望する場合**在留期間更新**の申請をしてください。



## ②在留資格変更許可申請



日本の女性と結婚したのですが…。



現在の在留目的を変更して在留を希望する場合**在留資格変更**の申請をしてください。

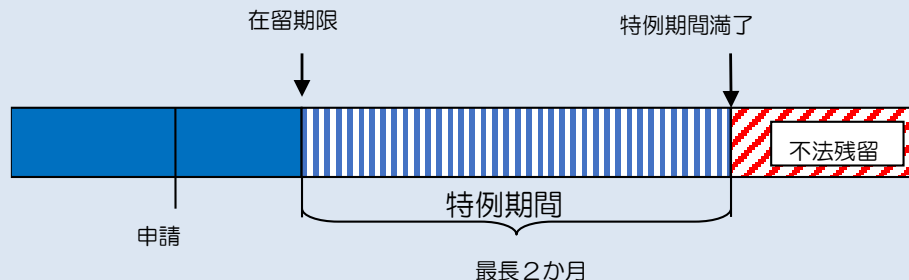


### (参考) 特例期間 (入管法第20条第6項、同法第21条第4項)

特例期間は、在留期限までに申請に対する処分が行われないうちに、在留期限後も審査が終了するまで従前の在留資格で滞在することができるようになる期間のことで、最長で2か月間です。

特例期間が発生するのは、次のいずれにも当てはまる場合です。

- ・在留期間が30日を超えて決定されているとき
- ・在留期限までに在留資格変更許可申請か在留期間更新許可申請をしたとき



# 在留審査関係諸手続

## ③在留資格取得許可申請



私たち外国人夫婦に子供が生まれました…。



出生・日本国籍の離脱などにより、日本において外国人として在留することになった場合**在留資格を取得**する必要があります。



## ④永住許可申請



長く日本で生活してきたので、このまま日本で一生を過ごしたい…。



日本に永住を希望する場合**永住許可**の申請をしてください。



## ⑤就労資格証明書交付申請



就職しようとする会社から働いてもよいという証明書を提出するように言われましたが…。



**就労資格証明書**の申請をください。



# 在留審査関係諸手続

## ⑥再入国許可申請



ビジネスで長期滞在していますが、休みを利用して帰国します。



一時的に外国へ旅行し、再び同じ在留目的で入国を希望する場合  
**再入国許可**(※)を受けると便利です。

※「みなし再入国許可」について

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が出国する際、出国後1年以内（特別永住者については2年以内）に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はなく、この制度を「みなし再入国許可」といいます。みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内（特別永住者については2年以内）（注）に再入国しないと在留資格が失われることになります。

（注）在留期限が出国後1年未満の間に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。



## ⑦資格外活動許可申請



留学生として在留中ですが、アルバイトはできますか。



許可された活動以外の就労活動（アルバイト）を行うことを希望する場合**資格外活動許可**の申請をしてください。



### ①包括許可

### ②個別許可

在留カードの記載

許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

許可：資格外活動許可書に記載された範囲内の活動

許可の概要

I週に28時間以内の就労活動が包括的に許可される

- 風俗営業等の店舗での就労は不可



- 留学の在留資格の者は、教育機関に在籍中のみ有効。長期休業期間中は、1日に8時間以内まで拡大

※ アルバイト先が複数あるときは、全てのアルバイトの稼働時間の合計を規定の時間内に収める必要がある。

活動を行う本邦機関の名称及び事業内容その他必要な事項を定めて個々に許可される

- 就労資格を有する方が、他の就労資格に該当する活動を行う時や、留学生等が①の時間を超えて資格外活動を行う必要があるときなどに申請する。
- 許可の詳細は、証印又は資格外活動許可書を確認する

証印  
(シール)



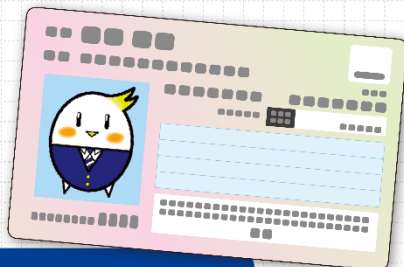
資格外活動許可書  
(紙・A5サイズ)



2022年3月から

# マイナンバーカードがあれば 外国人本人の方は**在留手続**を オンラインで申請 できます!!!

After March 2022, If you have an Individual Number Card, foreign national can apply for residence procedures online.



## 対象となる在留資格は? What states of residence are eligible for use of the online system?

「外交」と「短期滞在」を除く全ての在留資格が対象です!

All the status of residence excluding "Diplomat" and "Temporary Visitor" are eligible!

### 在留資格

「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を追加しました!!

Addition of the application pertaining of the status of residence "Spouse or Child of Japanese", "Spouse or Child of Permanent Resident" and "Long Term Resident"!!

オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らすっぴ」  
PR character for online residence procedures "Rasuppi"



## 対象となる手続は? What kind of applications can be submitted online?

- |   |  |
|---|--|
| <b>1</b> 在留資格認定証明書交付申請<br>Application for "Certificate of Eligibility"  | <b>2</b> 在留資格変更許可申請<br>Application for "Change of Status of Residence"             |
| <b>3</b> 在留期間更新許可申請<br>Application for "Extension of Period of Stay"  | <b>4</b> 在留資格取得許可申請<br>Application for "Permission to Acquire Status of Residence" |
| <b>5</b> 就労資格証明書交付申請<br>Application for "Certificate of Authorized Employment"  | <b>6</b> 再入国許可申請(注)<br>Application for "Re-entry Permission"                       |
| <b>7</b> 資格外活動許可申請(注)<br>Application for "Permission to engage in an Activity Other Than That Permitted under the Status of Residence Previously Granted" |  |

(注) 2~4と同時に行う場合に限り(注) Limited to cases in which submitted at the same time as the permission in 2~4.

## こんなメリットがあります! Benefits of the online system!

- ◎窓口に出向く必要がなく、自宅やオフィスから手続できます!  
Possible to submit an application from home or the office without the need to come to the immigration counter in person!
- ◎システムの利用料金は無料です!  
No fees for use of the online system!
- ◎24時間利用できます!  
Available for use 24 hours a day!
- ◎在留カードを郵送で受け取ることができます!  
Possible to receive the residence card by mail!



在留申請オンラインシステムの利用者や対象となる在留資格を拡大したほか、利用申出の見直しを行いました!

マイナンバーカードと公的個人認証サービスを活用し、外国人本人の方がオンライン申請を行うことができるようになりました!



令和4年1月  
出入国在留管理庁

## オンラインで手続するには事前に利用申出が必要です!!

If you would like to use the online residence application system, make sure you submit a request for use in advance!

## ご準備ください Preparation

- 1** マイナンバーカード (注) 署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が必要です。  
Individual Number Card (note) Your Individual Number Card must have electronic certificates for signature and user verification.
- 2** 在留カード  
Residence Card
- 3** パソコン(スマートフォンは対応していません。)  
PC (Smartphones are not supported.)
- 4** ICカードリーダーライター (注) マイナンバーカードに対応したものがが必要です。  
IC card reader/writer (note) An IC card reader/writer compatible with Individual Number Card is required.
- 5** JPKIクライアントソフト (注) 公的個人認証サービスポータルサイトからダウンロードしてください(無料)  
JPKI client software (Note) Download the software from the portal site of Japanese Public Key Infrastructure (JPKI)(free of charge).

## 利用者情報登録 User Information Registration

申請する前に利用者情報登録をしてください。

If you would like to use the online residence application system, please register as a user in advance.

### 利用者情報登録の流れ Flow

オンラインで登録  
register online



マイナンバーカード  
Individual Number Card



在留申請  
オンラインシステム  
online residence application system



承認メール  
Approval email

在留申請  
オンラインシステムで  
申請可能  
Possible to submit an Application  
by online residence application  
system



詳しくは、出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。

For details, please check the Immigration Services Agency website.

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>



# 不法就労防止にご協力ください。

**不法就労とは?** 不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

## 1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く  
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

## 2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く  
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

## 3 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

- (例) ・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く  
・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

### 注意! 事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)  
→3年以下の懲役・300万円以下の罰金  
※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主  
→退去強制の対象
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人  
→30万円以下の罰金



# 不法就労防止にご協力ください。

## 在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外については「在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

### 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「**留学**」「**研修**」「**家族滞在**」「**文化活動**」「**短期滞在**」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

### ※仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免は、入管法に基づく退去強制手続を受けている外国人について、病気その他やむを得ない事情がある場合に条件を付して、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。

仮放免された外国人は退去強制手続中という立場であるため、原則として、仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」との条件が付されており、就労することはできません。なお、仮放免された外国人に当該条件が付されていないときなど、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

※2023年6月に成立した入管法等改正法により、収容に代わる監理措置制度が創設されました。監理措置に付された退去強制手続中の外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。なお、就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。また、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

# 不法就労防止にご協力ください。

**ポイント 1** 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合  
 →原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合  
 →制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)  
 (②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合  
 →就労内容に制限はありません。

**ポイント 2** 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)
- ②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)
- ③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」(資格外活動許可書を確認してください。)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No. AB12345678CD
氏名 NAME TURNER ELIZABETH		
生年月日 DATE OF BIRTH 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 NATIONALITY/REGION 米国		
住居地 ADDRESS 東京都千代田区歳が関1丁目1番1号歳が関ハイブ202号		
在留資格 STATUS Student		
就労制限の有無	就労不可	
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) 4年3月(2023年07月01日)		
許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長) <b>MOJ</b>		
許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日		
このカードは 2023年07月01日まで有効です。 出入国在留管理庁長官 関根 隆行		

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中



# 不法就労防止にご協力ください。

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記、「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

## 在留カード等番号失効情報照会ページ

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



## 「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



## 動画ライブラリー

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html)



## 在留カード等読取アプリケーション

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

# 外国人在留支援センター

## Foreign Residents Support Center

### (アクセス/フロアガイド)



Phone Number 代表電話番号(でんわ)

**0570-011000** (ナビダイヤル)

Opening hours 開庁時間(あいているじかん)

9:00~17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁

一部のIP電話及び海外からはこちら

**03-5363-3013**

Address 住所(ばしょ)

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F



Access アクセス(あくせす)

- JR中央線・総武線 四ツ谷駅:徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅:徒歩3分
- 東京メトロ南北線 四ツ谷駅:徒歩1分





# 外国人や企業から相談を承ります！

例えば、こんな相談はありませんか？

- 高度人材ポイント制の仕組みがわからない
  - 特定技能外国人を採用したいけど、よくわからない
  - 申請書類の書き方を教えてほしい
- など



**予約制**

## 東京出入国在留管理局 在留相談

時間：平日の午前9時から午後5時まで※土日・祝日・年末年始は休み  
 場所：外国人在留支援センター（四谷タワー13F）  
 相談できることば：20言語



- ◎相談無料
- ◎匿名で相談できます
- ◎相談の内容によってFRESCの入居機関も同席します

よやく せんよう だい  
**予約専用ダイヤル**  
(Reservation dial)

**※日本語、英語、中国語など  
20言語に対応**

よやく せんよう  
**予約専用フォーム**  
(Reservation form)

電話番号 (でんわばんごう) (TEL)

**03-5363-3025**

【日本語】  
相談予約  
はこちらから



【English】  
Click here  
for reservation



## オンライン相談 実施中



「四谷まで行くのは遠い。」、「対面での相談は不安。」といった方にも安心して相談していただけるように、オンライン相談を始めました。予約完了後、URLを送付いたしますので、予約の日時になったらURLにアクセスして下さい。ブラウザでオンライン相談ができます。

※スマートフォン、タブレットを使用の方は、アプリのダウンロードが必要  
**※必ず予約の相談の予約は、予約専用フォームからお願いします。**